平成２８年（フ）第２４６号
鹿児島県日置市伊集院町郡1712番地　県営立野団地Ｈ―11
債務者　松尾　裕一
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９号
静岡県下田市須崎837番地
債務者　新井　英史
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　元貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第２０号
静岡県下田市須崎837番地
債務者　新井　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　元貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第２２号
熊本県球磨郡錦町大字西16番地　第６錦フルーツコーポライム３号
債務者　菅野　純子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第１２２６号
名古屋市港区小碓３丁目17番地の１、従前の住所愛知県長久手市東浦412番地
債務者　金本義幸こと　金　　義幸
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永冨　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４１号
釧路市錦町２丁目１番地アパートメントホテルみなと21―302号室、住民票上の住所釧路市宝町11番17号
債務者　阿部　貴憲
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１１９５号
名古屋市西区上橋町262番地
債務者　丹羽　信彦
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
島根県益田市小浜町388番地１、前住所島根県益田市乙吉町イ94番地８
債務者　濱岡　功一
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第１２４号
石川県白山市福留町660番地126、住民票上の住所石川県白山市水島町１番地
債務者　こう泉こと　松井　拡二
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　祐紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４６９号
京都市南区東九条明田町５番地　東明マンション403、前住所盛岡市西青山３丁目43番２号　オリーブⅡ―102号
債務者　古舘　秀貴
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　一喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４８号
秋田県湯沢市清水町３丁目３番12号
債務者　佐藤　淳子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４５４号
北九州市戸畑区東大谷３丁目３番１―304号
債務者　力丸　智子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８８号
函館市石川町131番地91
債務者　川森ひとみ
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１９３号
函館市湯浜町13番27号　シーサイドハウスⅠ202号
債務者　山内　仁美
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１９６号
函館市神山１丁目14番９号
債務者　山本　真治
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１９８号
函館市中道１丁目30番24号
債務者　佐藤あや子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２６８９号
大阪市住吉区長居東１丁目１番２号　ＣＡＳＡプロムナード　505号
債務者　瀬尾　栄子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部